

賛成？

反対？

中央図書館の指定管理

市からの提案

●提案理由

現在の図書館は、愛西市教育委員会が管理しているが、地方自治法の規定により、指定管理者でも図書館の管理ができるようにする。

●市の指定管理者制度導入についての基本方針

現在直営で管理している「ハムの施設」について、個別の法令で指定管理者制度が導入できない施設を除いたすべての施設について、検討・精査したうえで、順次指定管理者制度へ移行する。

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、直営で管理するよりも、民間のノウハウが活用でき、サービスの更なる向上と施設の管理運営コストの削減が達成できると判断し、指定管理者制度へ移行する。

〈メリット〉

- 民間のノウハウを活用することにより、経費を増やすことなく市民サービスの向上（開館日の増加、開館時間の延長、利用者の増加、企画・講座の拡充）が図られる。
- 高度な知識、熟練した能力を持った専門職員を即戦力として配置でき、特色をより打ち出した図書館ができる。

〈デメリット〉

- 期限が限られている中で司書の専門性・資料の形成・事業の継続性、蓄積、発展ができるか。
- 自治体における図書館の仕事に関するノウハウの継承ができるか。
- 経費削減で賃金等労働条件の安定性の確保ができるか。

議論

質疑 愛西市図書館の現在の課題は。

答弁 読書離れを含む減少している利用者をいかに増やすか。

質疑 指定管理者制度導入後にコストダウンの削減効果をどの程度期待するか。

答弁 今の時点で約1千万円から1千500万円削減できる。

質疑 図書館の位置づけと役割は。

答弁 図書館は生涯学習施設として位置づけられており、その役割は、教養、文化、調査・研究及びレクリエーション等に資するため、資料と施設を市民に提供していくものであること、また市の郷土、歴史に関する資料などの記録等を収集、整理及び保存を行う施設である。

【討論】

賛成

◆開館時間の延長や開館日を充実、暮らしに役立ち、子供が読書に親しめる機会を支援する施設として、多機能な図書館を目指していくことが重要だ。民間事業者等の柔軟で効果的な運用を図ることができる。

第4期行政改革推進計画に基づいており、地方自治法の規定により、法人その他の団体であって地方公共団体が指定するものに施設の管理を行わせることができる条例である。

反対

◆図書館法によって図書館の目的は規定をされている。民間が優位であるとの誤った選択は、市と市民に対し多大な損失を与えることとなる。

一度指定管理を導入すると、市は図書館運営のノウハウを持たなくなり、直営に戻すことは大変困難で不可能である。